

令和8年2月3日

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 件名 物品の購入(アニマルセンサー)
※詳細については別紙仕様書を参照

2 納入期限 令和8年3月19日

3 納入場所 群馬県沼田市鍛冶町3923-1
赤谷森林ふれあい推進センター
〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3923-1

4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和8年2月19日(木) 15時00分まで
・場所 関東森林管理局 経理課
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25
※郵便による提出を認めます。

5 提出書類
・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
見積書は封緘の上ご提出下さい。)

・下記8の資格を証明できる書類の写し。

※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「見積書在中<件名>」と朱書きで記載のうえ提出してください。

6 契約の締結日 見積採用の日より7日以内

7 契約条件等 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

8 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者であること。

9 その他 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。

(担当:赤谷森林ふれあい推進センター 一般職員)
(電話:0278-60-1272)

仕 様 書

1. 調達物品

番号	物品名	例示品	納入先	納入 数量	単位
		規格・品質			
1	アニマルセンサーLITEタイムスイッチモデル	"メーカー名：株式会社アイエスイー 品名：獣サイズ判別センサー式自動捕獲システム アニマルセンサーLITEタイムスイッチモデル"	赤谷森林ふれあい推進センター	3	台
	合 計				3

2. 納入

納入先および担当職員は以下のとおりとする。

① 納入先

林野庁 関東森林管理局 森林整備部 赤谷森林ふれあい推進センター

〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3923-1

電話番号 0278-60-1272

メールアドレス ks_akaya_postmaster@maff.go.jp

② 担当者

赤谷森林ふれあい推進センター 一般職員

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何に問わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。

契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。